平成２８年（フ）第１５３０号
横浜市鶴見区平安町１丁目44番地８　ムラカミＭＴ102、開始決定時の住所横浜市鶴見区朝日町１丁目35番地38
破産者　藪田　　浩
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目16番11―304号　ライツ茅ヶ崎東海岸
破産者　永島　愛子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０号
新潟市中央区弁天橋通１丁目36番17号
破産者　二宮　広美
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
新潟市秋葉区新保８番地８
破産者　石田　尚紀
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３４号
新潟市江南区曽野木１丁目６番７―1433号
破産者　勝山　哲良
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７２号
新潟市西区五十嵐３の町東12―27　ルヴィハイツ206、住民票上の住所新潟市西区大学南２丁目２番12号　マツビル102号
破産者　谷山　朝一
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３３号
福井市本堂町第74号44番地
破産者　加畑　雄介
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
静岡市清水区草薙杉道２丁目14番６号、旧住所静岡市清水区堀込650番地　カナデール堀込203号
破産者　兼古　正輝
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９４号
愛知県豊田市堤町宮畔63番地　県営６―107号
破産者　三浦　秀子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
広島市中区吉島西１丁目９番３―302号
破産者　奥野　眞二
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７５号
広島市東区上温品２丁目32番14号、開始決定時の住所広島市中区光南２丁目３―33佐々木幸雄方
破産者　山根創一朗
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
徳島県阿南市新野町林92番地、旧住所徳島市昭和町３丁目25番地　アクセス徳島県庁302
破産者　近藤　隆司
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第９０号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番152号、前住所福岡県久留米市山川神代１丁目８番19号
破産者　大山こと　金　　芳則
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２７号
福岡県久留米市通町107番地13　高山ビル１Ｆ、前住所福岡県久留米市諏訪野町2570番地13　アーサー久留米グランセ204号
破産者　梶原　　良
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１７３号
福岡県うきは市吉井町千年74番地１　ヴィンテージコート吉井304号、前住所福岡県うきは市浮羽町浮羽12番地６
破産者　Ｋ塗装こと　古賀　和彦（旧姓判田）
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２２０号
福岡県久留米市山川町1217番地１　スクエアⅢ107号
破産者　井上　慎一
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２９５号
福岡県大野城市南ヶ丘４丁目１―21　ミートサンフレッシュ内、住民票上の住所宮崎県都城市平江町10街区５号
破産者　稲付　浩次
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係